

令和8年1月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和8年1月20日(火) 15:55~16:50
2. 場 所 本山町役場 議場
3. 出席委員 (12名)
 - 1番 河邑 一雄 (職務代理者)
 - 2番 澤田 紀夫
 - 3番 右城 雄一
 - 4番 田岡 勇二
 - 5番 澤田 耕一
 - 6番 真鍋 朋三
 - 9番 澤田 久典
 - 10番 澤田 博
 - 11番 伊藤 彰信
 - 12番 松村 茂雄
 - 13番 川口 洋
 - 14番 川村 隆重 (会長)
4. 欠席委員 (2名) 7番 津田 洋介、8番 松葉 晶夫
5. 出席推進委員 (2名) 和田 裕盛 田岡 優
6. 欠席推進委員 (0名)
7. 農業委員会事務局
 - 局 長 田岡 明
 - 書 記 上村 有美
8. 議事日程
 - 議事録署名委員の指名 10番 澤田 博 11番 伊藤 彰信
 - 会議書記の指名 事務局書記 上村 有美
 - 第1 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 第2 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 第3 非農地証明願について
 - 第4 農用地利用集積等促進計画(案)について
 - 第5 利用権の修了(農用地利用集積計画)について
 - 第6 その他の件
 - ・連絡事項等
 - ・その他

会 長： 挨拶・・・

ただ今より、令和8年1月定例会を開会いたします。

本日、津田洋介委員と松葉晶夫委員が欠席になっております。

それでは、議事録署名委員は、10番、澤田博委員と11番、伊藤彰信委員をお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。審議番号1番は●●委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

(●●委員 退室)

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは審議番号1番の説明をさせていただきます。

P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)

申請地は、P2となります。譲受人の住居のすぐ近くの農地となります。野菜を栽培する計画です。譲受人の農作業歴は、50年で、農業に従事する日数は300日でクリアされており、問題ないと考えます。

現地の確認は、P3になっております。令和8年1月15日に、津田洋介委員と松葉晶夫委員とで確認いただいております。本日、2名の委員さんが欠席となっているため、補足説明がありませんが、申請地は昨年も耕作されていた箇所ですので、問題ないと思います。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題第1号、審議番号1番については承認されました。

●●委員の入室を認めます。

(●●委員 入室)

続いて、審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、審議番号2の説明をさせていただきます。

P1をご覧ください。(資料に基づき説明。)

申請地は、P4となります。赤で囲んでいる農地となります。地目は田となっておりますが、P5の現地確認の写真でも確認できるよう現在は笹がかなり生えています。申請地は譲受人の住居より徒歩1分ほどです。譲受人は申請農地の隣接の農地も所有しており、取得後は樹園地として管理する予定です。譲受人の農作業歴は24年で、農業に従事する日数は260日でクリアされており、問題ないと考えます。

現地の確認は、令和8年1月15日に澤田紀夫委員と澤田博委員とで確認しております。

尚、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願いいたします。

委 員： 隣が譲受人の畑になっているので、問題ないと思います。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第1号、審議番号2番については承認されました。

続いて、議題第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、議題第2号について説明いたします。

P6をご覧ください。(別紙のとおり説明)

この案件は、6月定例会の中で農業振興地域整備計画変更の除外で承認されたものです。

場所は吉延で、農用地区域から墓地部分のみを除外したので、今回、墓地部分のみを田から墓地へと転用申請するものです。

現地確認は前回、農振除外の際の昨年6月10日、右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。写真はP7になります。

会長： 墓地にするのは、周辺の方の承諾はありますか。

事務局： 隣接者の同意書はいただいております。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第2号については承認されました。

続いて、議題第3号非農地証明願について、審議番号1は●●委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

(●●委員退室)

それでは、説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。P8をご覧ください。(資料に基づき説明。)

この案件は、10月定例会で農業振興地域整備変更の除外で承認されたものです。

場所は大石クラインガルテンに向かう大石中央線沿いの農地で、農用地区域より除外されたので、今回、非農地願いがでております。現地は50年以上山林となっており、耕作はしていません。非農地として証明し、現況に沿った地目に変更するものです。

なお、現地確認は、前回、農振の除外の際の10月13日に右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、議題第3号審議番号1については承認されました。

●●委員の入室を認めます。

(●●委員 入室)

続いて、審議番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。

P8をご覧ください。(資料に基づき説明。)

この案件は、10月定例会で農業振興地域整備計画変更の除外で承認されたものです。場所は大石クラインガルテン近くの農地で、農用地区域より除外され、今回、非農地願いができております。平成元年頃より家が建っているため、非農地として証明し、現況に沿った地目に変更するものです。

なお、現地確認は、昨年、10月13日に右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委 員： 挙手

会 長： 全員賛成ですので、審議番号2番については承認されました。

続いて、審議番号3番の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。

P8をご覧ください。(資料に基づき説明。)

事務局長： 13ページをご覧いただきたいと思いますが、この農地は古田の木能津川の周辺にある農地で、国土調査が完了した農地であります。この農地は経緯がございまして、平成4年頃に嶺北広域行政事務組合の新清掃センターを権代地区の方で建設するにあたり、その建設予定地の方に●●さんの所有農地があったことから、その代替農地として、本農地の方を広域行政事務組合に介し、代替農地として譲り受けた農地となっております。

その際に●●さんに譲り渡す際には基盤整備を実施し、14ページに航空写真がありますが、現況、3枚の田んぼと一部原野という形で、この時期に基盤整備をした上で●●さんの方に農地の所有権移転がされたということで、本来であれば、広域事務組合の方で、基盤整備の分合筆をした上で所有権移転の譲り渡しをすべきところだったんですが、その事務手続きがなされずに30年以上が経過し、その状況が判明し、この度、この資料の通り、3枚の農地と一部原野の4筆の分合筆の登記をして●●さんの方に本来あるべき形で農地を修正するというので、これは広域事務組合の責任でこの事務手続きをするということで、現在その手続きが進められておるところであります。

当時、農地の一部、この3筆がすでに平成4年ぐらいから石積みをついた原野という状況で、もう30年以上原野ということになっていますので、この3筆は分筆予定地番となっ

ておりますが、この部分は非農地という形で証明を願っておりますが、その証明願の許可を受けた上で、3枚の田んぼと原野の3筆を今回、本来あるべき形で分合筆登記を進めるということで、現在作業が進んでおるところであります。
そのような経過があり、現在、土地家屋調査士の測量をしたこの図面に基づいて進められるようお願いしたい。

事務局： もともとの農地は13ページのように何枚か田がありました。今、局長が説明したように、基盤整備をして田が3枚になっています。公図と現地が合っていない状況です。

この13ページの下の方の柿色部分を公図上の田分筆をして現況に合わせて原野にする部分です。811-5、811-6、811-7は分筆予定となります。もともとある811-2から分筆をし、815-5ができ、811-3から分筆し、811-6と811-7ができます。この3筆に関しては、今農地台帳上はこの筆はありません。分筆して筆ができ、非農地にしておき、811-4の原野に合筆することとなります。15ページの現地確認の写真を見て分かるように分筆する部分には石積みされていて、農地ではありません。農地ではないので、ここを非農地証明で原野にしてくださいという申請が今回出てきております。

会 長： 地目変更しているところをまたするということですか。この資料に4年に地目変更と書いているが。

事務局： 地目変更ではないです。登記簿では田なので、平成4年月日不詳、現況が一部、田から原野へ変更と訂正をお願いします。

委 員： 現場確認しましたが、この写真にあるように、石垣があつて、粗放的利用ということにもならず、非農地として扱うべきだと確認しました。

事務局： もう一点。ここが実は農用地区域でして、公共事業などは全体見直しでできるというふうになっていますので、全体見直しで除外するというふうに変更していきます。

会 長： これを基盤整備したということですが、これ、売買して登記するになったら、この筆全部になったら大変ですね。

事務局： もともとは、この農地を●●さんに中間管理機構を通して譲るということになったときに、この中に抵当権があったことと、この公図を見てわかるように、この中に原野が入っていることから、中間管理機構で扱えないということになりました。●●さんから話を聞くと、実はここは清掃センターを建てる際に代替えとして譲り受けた土地だということで、本来だったら現地と同じ公図にし、抵当権をのけてお渡しをしないといけなかった。平成3年頃に手続きが抜かっていたということで、今、広域が予算をつけて行っています。

会 長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

無ければ、本案件について決定することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長：全員賛成ですので、審議番号3番については承認されました。

続いて、議題第4号、農用地利用集積等促進計画（案）については、●●の関連案件ですので、●●委員は退室をお願いします。

（●●委員 退室）

事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、説明をいたします。今回、農地中間管理機構を通して農地を貸借するものです。P16をご覧ください。（資料に基づき説明。）

場所はP17の東大橋をわたったすぐの農地となります。今回、この定例会で承認されましたらこの計画を県公社に計画案として提出し、県公社でこの計画を策定し、町へ提出され公告をして契約が成立となります。

この中間管理機構を通しての農地の貸借が結構、最初3カ月ぐらいというふうな話もありましたが、件数もかなり多いということで、実はもっとかかっております。3ヶ月以上、4ヶ月かかるようになりますので、今後は、中間管理機構を通す際には早め早めには対応はしていきたいと思っています。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員： この件で、これ何ヶ月も手続にかかるのならその間、田は耕作できないのか。

事務局： そんなことはないです。お互いの同意がなされていたら、耕作することができます。

会長： 他にありませんか。

無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員：挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第4号については承認されました。

●●委員の入室を認めます。

（●●委員 入室）

続いて、議題第5号の利用権の終了について事務局より報告をお願いします。

事務局： それでは報告いたします。

P17をご覧ください。（資料に基づき報告）

会長： 議題第5号について事務局より報告がありました。

続いて、議題第6号「その他の件」にうつります。

各委員より報告があればお願いします。

会 長： 事務局より何かございませんか。

事務局： 事務連絡

会 長： 次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局： 次回定例会は2月25日（水）本山町役場議場で提案したいと思います。
開始時間の協議をお願いします。

会 長： 2月25日でどうでしょうか。
25日でよければ、開始時間はどのようにしましょうか。
それでは2月25日16時からをお願いします。

以上で、1月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした